

定期監査報告書

I 監査の概要

- 1 監査の対象
福祉部福祉事務所
- 2 監査の範囲
平成3年4月1日から平成3年11月30日までの間に執行された財務に関する事務
- 3 監査の実施期間
平成3年12月9日から平成4年1月30日まで
- 4 監査の方針

監査にあたっては、監査対象となった福祉部福祉事務所における事務が法令等に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、監査を実施した。

- (1) 予算の執行状況について
- (2) 備品の管理状況について
- (3) 援護措置費の経理に関する事務について
- (4) 生活保護法に基づく援護措置に関する事務について
- (5) 身体障害者福祉法に基づく援護措置に関する事務について
- (6) 精神薄弱者福祉法に基づく援護措置に関する事務について
- (7) 老人福祉法に基づく援護措置に関する事務について
- (8) 母子及び寡婦福祉法に基づく援護措置に関する事務について
- (9) 児童福祉法に基づく援護措置に関する事務について

II 監査の結果

予算の執行は順調であり、これらの財務に関する事務はおおむね適正であると認められた。

以下事務事業の執行に係る監査した事項について記述する。

- 1 事務分掌は、つぎのとおりである。

(1) 庶務係

- ア 援護措置費の経理に関すること。
- イ 医療券の発行及び医療機関との連絡調整に関すること。
- ウ 民生委員に関すること。
- エ 民生委員推せん会に関すること。
- オ 部内及び所内庶務に関すること。

(2) 福祉第一係

- ア 生活保護法に基づく援護措置に関すること。
- イ 保育に欠ける児童の措置決定及び入退所手続に関すること。
- ウ 行旅病人及び浮浪者に関すること。
- エ その他生活保護相談に関すること。

(3) 福祉第二係

- ア 児童福祉法に基づく援護措置（保育措置を除く。）に関すること。
- イ 身体障害者福祉法に基づく援護措置に関すること。
- ウ 老人福祉法に基づく援護措置に関すること。
- エ 精神薄弱者福祉法に基づく援護措置に関すること。
- オ 母子及び寡婦福祉法に基づく援護措置に関すること。
- カ その他福祉相談に関すること。

2 職員の配置状況は次のとおりである。

区分	職名	所 長	係 長	主 事	家庭奉仕員	合 計
福 祉 事 務 所		1	3	10	4	18
	庶務係	—	1	2	—	3
	福祉第一係	—	1	5	—	6
	福祉第二係	—	1	3	4	8

3 予算の執行状況について

予算の執行状況は別表1のとおりであり、その目的に従い適正に執行されているものと認められた。

(1) 歳入

分担金及び負担金、国庫支出金、都支出金、諸収入は今後予定

されているものを除き、順調に収入されている。

(2) 歳出

予算は一部に未執行のもの、執行率の低いものも見受けられたが、これらは今後執行予定のものであり、おおむね良好に執行されている。

ア 超過勤務手当、休日給の支給状況について

係数に誤りはなく適正である。

イ 旅費の支給状況について

係数に誤りはなく適正である。

ウ 前途金の経理状況について

扶助費、報償費、報酬等で148件あるが、これらの支払いから精算までの事務処理は適正なものと認められた。

4 備品の管理状況について

台帳が整備されており、管理・記録は適正である。

5 援護措置費の経理に関する事務について

老人、身体障害者、精神薄弱者等の援護措置に要する費用の給付事務及び本人負担分の費用徴収事務については、関係諸帳簿を確認した結果、その事務処理は適正と認められた。

6 生活保護法に基づく援護措置に関する事務について

生活保護法に基づく扶助費は、11月末日現在485,608,610円である。被保護世帯は308世帯となっており、ケースワーカー1人当たりの担当ケースは61.6世帯であり、5名の職員が担当している。日常の事務処理は多いが、職員の努力により、その処理は適正と認められた。法外援助事業としては、被保護世帯夏・冬見舞金、被保護世帯学童生徒夏期健全育成助成費等の補助を行っているが、これらの事務処理は適正である。

7 身体障害者福祉法に基づく援護措置に関する事務について

身体障害者福祉法に基づき、福祉の増進を図るため、身体障害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行うものである。事業の主なものは、身体障害者施設援護措置、補装具給付、家庭奉仕事業、心身障害者福祉タクシー料金給付等であるが、これらの事

業における事務処理は適正と認められた。

8 精神薄弱者福祉法に基づく援護措置に関する事務について

精神薄弱者福祉法に基づき、18歳以上の精神薄弱者につき、その福祉を図るため、保護・指導を行い、また、援護施設への入所等の措置を行うものである。11月末日現在の施設措置者は14人となっており、施設援護措置費は、11月末日現在19,716,961円である。これらの事務処理は適正と認められた。

9 老人福祉法に基づく援護措置に関する事務について

老人福祉法に基づき、65歳以上を対象に養護・指導を行い、また、老人ホームへの入所等の措置を行うものである。11月末日現在養護老人ホームに10人、特別養護老人ホームに71人を措置委託している。措置費は11月末日現在127,991,031円である。また、在宅老人寝具乾燥車派遣事業、老人福祉電話設置事業、ねたきり老人おむつ等助成事業等も実施要綱に基づき行われており、これらの事務は適正であると認められた。

10 母子及び寡婦福祉法に基づく援護措置に関する事務について

助産施設、母子寮への入所措置等の事務は福生市児童福祉法施行規則に基づき行われている。11月末日現在入院助産措置者は1人であり、措置費は229,820円、母子寮入所措置は2世帯6人で、措置費は1,660,688円である。これらの事務処理は適正であると認められた。

11 児童福祉法に基づく援護措置に関する事務について

児童福祉法に基づき、保育所への入所措置に関し福生市保育所入所措置条例を定めている。11月末日現在の保育所入所者数は12園で1,050人である。児童の認定については、措置基準に基づき行われており、その事務処理は適正であると認められた。

別表1

予 算

歳 入

款 項 目	予 算 現 額	調 定 額
8 分担金及び負担金	251,464,000	238,135,120
2 負 担 金	251,196,000	238,135,120
1 民生費負担金	207,567,000	223,698,120
10 国庫支出金	2,236,120,000	1,173,425,940
1 国庫負担金	977,220,000	652,716,940
1 民生費国庫負担金	962,173,000	652,716,940
11 都 支 出 金	1,938,200,000	698,899,203
1 都 負 担 金	357,083,000	253,191,000
1 民生費都負担金	341,616,000	253,191,000
2 都 補 助 金	1,403,660,000	346,387,100
2 民生費都補助金	726,166,000	132,040,332
3 委 託 金	177,457,000	99,321,103
2 民生費委託金	16,093,000	30,335
16 諸 収 入	455,018,000	132,720,664
5 雑 入	157,576,000	114,017,502
1 雑 入	157,576,000	114,017,502

別表1

予 算 執 行 状 況

平成3年11月30日現在

(単位:円)

歳 入

款 項 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入率 (%)		説 明
				予算対比	調定対比	
8 分担金及び負担金	251,464,000	238,135,120	153,246,772	60.9	64.4	
2 負 担 金	251,196,000	238,135,120	153,246,772	61.0	64.4	
1 民生費負担金	207,567,000	223,698,120	138,809,772	66.9	62.1	
10 国 庫 支 出 金	2,236,120,000	1,173,425,940	1,152,073,260	51.5	98.2	
1 国 庫 負 担 金	977,220,000	652,716,940	631,364,260	64.6	96.7	
1 民生費国庫負担金	962,173,000	652,716,940	631,364,260	65.6	96.7	
11 都 支 出 金	1,938,200,000	698,899,203	698,853,621	36.1	99.9	
1 都 負 担 金	357,083,000	253,191,000	253,191,000	70.9	100.0	
1 民生費都負担金	341,616,000	253,191,000	253,191,000	74.1	100.0	
2 都 補 助 金	1,403,660,000	346,387,100	346,341,518	24.7	99.9	
2 民生費都補助金	726,166,000	132,040,332	131,994,750	18.2	99.9	
3 委 託 金	177,457,000	99,321,103	99,321,103	56.0	100.0	
2 民生費委託金	16,093,000	30,335	30,335	0.2	100.0	
16 諸 収 入	455,018,000	132,720,664	132,031,988	29.0	99.5	
5 雑 入	157,576,000	114,017,502	112,889,146	71.6	99.0	
1 雑 入	157,576,000	114,017,502	112,889,146	71.6	99.0	

歳出

(単位：円)

款 項 目	予 算 現 額	支 出 済 額	予 算 残 額	執行率 (%)	説 明
3 民 生 費	4,241,037,000	2,572,269,040	1,668,767,960	60.7	
1 社 会 福 祉 費	1,380,717,000	967,956,691	412,760,309	70.1	
1 社会福祉総務費	553,151,000	431,169,186	121,981,814	77.9	
2 心身障害者福祉費	249,229,000	172,014,514	77,214,486	69.0	
3 老人福祉費	395,336,000	278,917,063	116,418,937	70.6	
2 児 童 福 祉 費	1,922,133,000	1,085,646,948	836,486,052	56.5	
1 児童福祉総務費	134,785,000	89,353,706	45,431,294	66.3	
3 母 子 福 祉 費	6,253,000	1,890,508	4,362,492	30.2	
3 生 活 保 護 費	937,932,000	518,570,401	419,361,599	55.3	
1 生活保護総務費	48,183,000	26,724,814	21,458,186	55.5	
2 扶 助 費	889,749,000	491,845,587	397,903,413	55.3	

議会運営委員会決定資料

委員 会 付 託 件 名 表

平成四年三月六日第一回福生市議会定例会

付託委員会名	議案(請願・陳情)番号	付 託 件 名
総務委員会	陳情第四一三号 陳情第四一四号 陳情第四一五号 陳情第四一六号	労働時間短縮についての陳情書 横田基地における米軍空母艦載機飛行訓練の中止を求める陳情書 米軍横田基地及び米軍関係施設の返還を求める陳情書 朝・日国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する陳情書

平成四年度福生市一般会計予算審査特別委員会委員長及び

同副委員長の互選結果報告

平成4年度福生市一般会計予算審査特別委員会の委員長及び同副委員長を互選の結果、次のとおり決定したので報告します。

一、平成四年度福生市一般会計予算審査特別委員会

委員長

并上通子口

副委員長

田村正秋

平成四年三月六日

平成四年度福生市一般会計

予算審査特別委員会委員

上野重勝

福生市議会議長

赤星行人殿

市道新入組

市道新入組

市道新入組

市道新入組

市道新入組

市道新入組

市道新入組

市道新入組

市道新入組

市道新入組

市道新入組

市道新入組

市道新入組

市道新入組

第四日目（三月二十三日）

第一回福生市議会定例会会議録 (第五号)

平成三年三月二十三日福生市議会議場に第一回福生市議会定例会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

一番	大野悦子君	二番	田村正秋君	三番	山下進君
四番	吉沢嘉翁君	五番	野口秀世君	六番	浜川中輝夫君
七番	須釜亮次君	八番	佐藤慶二君	九番	林田敏子君
十番	在原博君	十一番	松山清君	十二番	原野和一郎君
十三番	遠藤洋一君	十四番	小野沢久君	十五番	村野重勝君
十六番	齋藤巽君	十七番	井上寅吉君	十八番	上野重勝君
十九番	堀川實君	二十番	指田保雄君	二十一番	東田正治君
二十二番	宮沢良一君	二十三番	仲村清信君	二十四番	赤星行人君

欠席議員は次のとおりである。

欠員は次のとおりである。

なし

一 議会議務局職員は次のとおりである。

議会議務局長	古谷	正夫君	議事係長	島田	幸治君	臨時速記	杉田	愛子君
						事務補佐員		

出席説明員は次のとおりである。

市長	石川	彌八郎君	助	役	浅見	裕康君	収入	役	内田	和雄君
教育長	来住野	和也君	企画財政部長	野沢	久人君	総務部長	森田	進君		
市民部長	岩崎	好亮君	福祉部長	石川	和夫君	建設部長	小野	光朗君		
教育次長	矢崎	茂夫君	監査委員	黒田	登君	選挙管理委員長	川辺	登茂次君		
行政推進担当参事	関口	清君	事務局長							

一 本日の議事日程は次のとおりである。

平成四年第一回福生市議会定例会議事日程（第四日目）

開議日時 三月二十三日（月）午前十時

日程第一	議案第七号	福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	（審査報告）
日程第二	議案第八号	福生市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	（審査報告）
日程第三	議案第九号	福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	（審査報告）
日程第四	議案第十号	福生市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例	（審査報告）
日程第五	議案第十一号	福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	（審査報告）
日程第六	議案第十二号	福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例	（審査報告）
日程第七	議案第十三号	福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	（審査報告）
日程第八	議案第十四号	福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	（審査報告）
日程第九	議案第十五号	福生市国民年金印紙購入基金条例の一部を改正する条例	（審査報告）
日程第十	議案第十六号	福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例	（審査報告）
日程第十一	議案第十七号	福生市福祉会館条例の一部を改正する条例	（審査報告）
日程第十二	議案第十八号	福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例	（審査報告）